市報とおかまち

7月

（昭和32年6月5日第3種郵便物認可） 定価一部 5円 毎月15日発行 発行所 十日町市役所

今月の納税

固定資産税（第2期）

人口

男	23,948
女	26,000
計	49,948
世帯数	10,526

広域市町村圏に指定

豊かな地域社会をめざす

自治省は六月三日全国で一七の広域市町村圏を指定しました。

新潟県は、五泉市を中心とする十日町地域を含む四圏域がこの指定を受けました。

十日町圏域に、十日町市を中心とした一市二町一村（総人口八万四千二百四十四人、総面積五百八十五・四八㎡平方㎞）から構成されています。

広域市町圏のねらい

都市と周辺の農山漁村を一帯的に開発し、市町村の新しい生活設計政策を展開し、魅力ある豊かな地域社会を建設しようと寄与するものです。

二、圏域内では、今後地方自治法に基づく十日町広域行政圏協議会をつくり、広域事務処理システムによる諸事業の実施計画をたて、来年度からこれに基づいた事業を行なう予定です。

事業は次のとおりです。

一、広域市町村体制の整備

二、広域総合計画策定の整備

三、ごみ処理施設の整備

四、ごみ処理施設の整備

五、社会福祉施設の整備

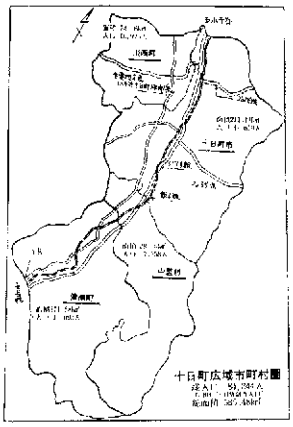

十日町広域市町村圏

公害防止のための融資と助成制度

昨年十二月のいわゆる公害国会において、十四の関係法律が成立、二つの公害関係法律の充実をみた。県条例の制定権限も大幅に広がって、強力な公害対策が実施されようとしています。

市内でも火薬類製造、大気汽車、はい煙加工などの公害防止対策が、企業経営の負担で欠くことのできない課題となっています。このため市では、公害防止のための融資と助成制度を大幅に拡充するなど、つぎのような対策が実施されようとしています。

市公害防止施設改善資金制度

この制度は、市内の中小企業の公害対策の推進をはかるため、低利資金を貸付ける制度で、企業の公害除去、防止に要する経費の一部を政府金融機関が貸付け、市がその融資額の三分の二相当する金額を政府金融機関に預託するものです。

（貸付の対象者

市内の中小企業者（資本金、出資金の総額が一千万円以下の会社ならびに従業員常時三〇人以下の会社または個人）もしくはこれに類する者で、つぎの各号に該当するものから、市長が適当と認めた者

一、市内に工場または事業場を有する者。

二、貸付金の借受能力を有する者。

三、自己資金で除害対策をすることが困難な者。

四、市税を完納している者。

五、その他政令金融機関の定める条件に適合している者。

（貸付の対象施設

「汚水処理施設」「粉塵防止施設」などの公害除去または防止のために必要な機械器具施設、もしくは工作物の設置または改造。

（貸付金額

原則として五万円から市長の特認あり。）

（貸付利率

年七・六％（信用保証付年七・三％）

（貸付期間

五年以内（うち据置期間一年以内を含む）

（返済方法

すべて据置期間経過後の均等割賦償還とする（繰上償還可）

（貸付条件

「公害防止のための施設または設備の印鑑証明のある者。

（取扱金融機関

第四銀行、北越銀行

（申込方法

①時期 随時

②窓口 総務課、第二課

所定書類提出

③申込書類 公害防止施設設置資金貸付申請書

（問合せ先

市公害防止改善資金助成制度

この制度は、企業の公害除去対策推進のための資金貸付を目的とするもので、中小企業の利子補給を行なう制度です。なお詳細は商工会議所または商工課または環境衛生課に問い合わせください。

市議会の動き

監査委員に関口竹次郎氏

市議会第二回定例会

市議会第二回定例会は、去る六月十八日から会期四日間で開かれ一般三日間の審議のあと、会計予算等を審議することに議決しました。

関口氏は、昭和二十年二月郵便局長就任、昭和三十一年四郵便局長を歴任、去る昭和四十三年八月十日町局長を最後に退職しました。

また、監査委員近藤雄四郎氏の辞任とともに、あらたに十日町市駅通り、関口竹次郎氏（六一才）を監査委員に選任することに同意しました。

市議会第二回定例会は、去る六月十八日から会期四日間で開かれ一般三日間の審議のあと、会計予算等を審議することに議決

●おしらせ●おしらせ●

ブロック基礎の使用制限
建築基準法を改正

建築基準法及び同施行令が改正され、昭和46年1月1日より施行されました、が特に木造建築物等のコンクリートブロック基礎の取り扱いについては法文の解釈上問題がありましたが、今回県からつぎのとおり指示がありましたので今後工事を施工される方は十分ご注意ください。

●ブロックの基礎は木造平家建で延面積が50㎡（15坪）以内に限る。

●平家建以外の建物は、たとえ少面積でもブロックは使用できません。

●平家建の増築、改築で工事部分が50㎡以内であっても、独立した建物でなければ既存部分の面積が含まれますのでブロックは使用できません。

なおくわしいことは、土木事務所または市建設課にお問い合わせください。

勤労青少年 ホームだより

25日　大崎海岸海水浴
　　勤労青少年ホーム前午前7時30分出発
26日　午後7時30分　民踊講習会　運動場
26日　午後7時
　　洋裁教室　講習室
　　休館日　23日　30日

郵便番号は正しくはっきりと
都道府県名は省略できます

7月1日から郵便番号を記入した全ての郵便物について、あて名の「都道府県名は省略」できますので、郵便物には必らず郵便番号をお書きください。

特殊取扱料金が7月1日からかわりました。

（十日町郵便局）

寄付ありがとう

■社会福祉事業に寄付（敬称略）

高田町3	東納税組合代表松岡庚三郎	3,000円
本町2丁目	酒井通一	5,000円（香典返し）
春日町2	池田新平	2,603円
中条着沼	池田栄太郎	70円
高田町2	波形才知郎	30,000円（香典返し）
本町1	滝文工業㈱	15,747円（慰安旅行の車中にて募金）
栄町	関口三代蔵	500円
十日町市整上競技協会		15,000円

■昭和46年度成人式有志一同は、このほど市民会館の備品として、セイコー690電気時計1個（33,000円相当）を寄付しました。

体電のお知らせ

■7月22日午前9時から午後1時まで下条栄橋入口—為永—新伏—仙之山—塩野—願入—滝野—平

■7月29日午前9時から正午まで瀬訪町

土市、下条局の電話を自動式に

十日町電報電話局では皆さまのご協力のもとに土市、下条局の電話を自動式に切り替えるための工事を進めています。

自動化になるのは来春早々の予定でありますが、今秋9月頃までに土市、下条局へお申し込みのかたは、今年内におつけできる見込みです

工事等で皆さんに何かとご迷惑をおかけしますが何とぞご理解のあるご協力をお願いいたします。（十日町電報電話局）

出稼ぎ者総合健康診断を実施

十日町保健所は、出稼ぎで帰ってきた人、またこれから出稼ぎにでる見込みの人を対象につぎの日程で健康診断を実施します。

受診料は無料ですので、該当者はもよりの会場で受診してください。（時間はいずれも午前9時から午後3時までです）

■第一次検診
　8月2日　真田小学校
　8月3日　東下組小学校
■8月4日　新水診療所
　8月9日　水沢出張所
　8月10日　市役所大会議室
■第二次検診
　8月11日　市役所大会議室
　8月12日　市役所大会議室

公民館だより

家庭教育学級
■21日午後6時30分～8時50分
本館第2講義室「高校生の性と生文化について」　講師　大西正義先生（新潟大学教授）
市民講座のお知らせ
■21日午後7時～9時本館第1講義室
文芸、絵画教室
■27日書道B教室
■22日午後2時～4時、吉田分館「家庭教育について」講師月橋栄子先生
■27日午後8時～10時下条地区館、映写会「エベレストの道」「やさしいライオン」

交通制限のお知らせ

117号線四日町地内、舗装修繕工事のため7月23日まで片側通行となります。

税務署機構改革のお知らせ

7月から十日町税務署の機構がつぎのとおり改められます。

直税課と間税課の課制がなくなり、「課」のかわりに「部門」という名称になり、「課長」にかわって「統括国税調査官」がおかれます。

今後ともご協力をお願いいたします。

（十日町税務署）

県展は18日から
多数のご観覧を

新潟日報社、新潟県教育委員会、十日町市教育委員会共催の県展（美術展）は7月18日から7月21日までの六日間十日町市民体育館で開かれます。

県展は、ことしで二十六回目を迎えますが、日本画、洋画、版画、彫刻、工芸、書道、写真などの各部門で二千五百四十点の応募がありました。

十日町市関係の入選者はつぎのとおりです。

洋画
▽入選者
田中清（四日町）山田善彦（昭和町）
彫刻
▽県展賞「大地」堀正（西本町二丁目）
▽入選者
佐藤昭二（西旭町）藤巻秀正（住吉町）関口重二（十日町高校）滝沢祥三郎（十日町高校）
版画
▽入選者
小林順一（高山第六）青野信二（神明町）関谷正明（北新田）田中武夫（吉田八幡）
書道
▽入選者
鷹野竹翁（白条新田）
写真
▽入選者
酒井通一（本町二）橋口喜一（川治）藤島平（本町）村田峰雄（八箇）藤野実（新堀）渋沢喜一（本町）馬場晃（八箇）信藤和則（四日町）。

【写真は県展（市民体育館で）　46年6月】

公衆浴場の営業を再開
14日からサウナ泉で

市では、市内に公衆浴場がなくなったための暫定措置としてこれまで、職員浴場（新庁センター）を解放していましたが、このほど、高田町三丁目のサウナ泉（浴室五さん経営）と話し合い協力を要請、ご賛同、去る十四日から営業開始することになりましたのでお知らせします。

このたび、職員浴場（庁舎センター）の解放は一四日限取りやめました。

入浴日
男子　火曜日、木曜日、土曜日
女子　水曜日、金曜日、日曜日
ただし毎週月曜日と第三十五日は休み。

入浴時間
三後四時～八後九時三〇分

料金
大人　四十円
中人　二十円
小人　十円
婦人洗髪料　十円

交通災害共済には
いつでも加入できます

新潟県交通災害共済制度は発足以来、四年目を迎え今年度の加入率は五月末現在で三十七・四八%となりました。

しかし、不幸にして交通事故にあったが交通災害共済に加入していなかったため、給付金を受けることが出来なかった人がまだ多くあります。

この制度は簡単な手続きで誰でも加入でき、しかも負担金付の請求手続は簡単です。

加入の手続きは、市役所庶務課、高田町、鉄道駅、市内の各銀行、農協で行なっています。

万一に備えてみんなが交通災害共済に加入しましょう。

なお、昭和四十年度における負担金給付状況はつぎのとおりです。

死亡事故になるので、六人三〇万円。

その他、傷害事故によるもの八十一人で三一万五千円となっています。

また昭和四十年度中に加入され、昭和四十六年三月三一日までに事故にあわれた方で事故当日より満一年にならない方でも見舞金給付の請求をすることが出来ます。くわしいことは市役所庶務課（電七三一一番、内五二七二番）へお問い合わせください。

屋外のたき火は危険です

屋外でたき火をする場合に、次火の危険が大きいのでつぎのことに十分ご注意ください。

一、ゴミ焼却場がある区域内で、焼却設備のない事業所、家庭はゴミをゴミステーションに出してください。

二、石油等その揮発性物質の近くではたき火をしないこと。

三、安全な場所であっても焚き火をする場合は監視人を置き、水バケツが消火器を用意しておくこと。

四、次災警戒発令中は、たき火を禁ぜられています。

五、次災とおそれのある場合は次災を発生するおそれがある場合は消防本部に届け出ること。

楽しく国民年金

国民年金に希望 加入者が10年間120月納めて65才の誕生日を迎えた場合に受けとる老令年金を10年年金と呼んでいますが、本年4月で満65才を迎えた方にいよいよ年金の支給がはじまりました。

満65才未満の方でも年金の繰り上げ支給ができます。年金の支払いは満65才の翌月から支払われるのが原則ですが、希望によって満65才未満でも減額年金を受けとることができます。

たとえば、65才以上年金月額5,000円の場合
64才に繰り上げると　月4,400円
61才に繰り上げると　月3,250円
60才に繰り上げると　月2,900円

年金額はいくらぐらいか
10年間保険金を納めた方は年額6万円、全部保険料を免除された方は2万円支給されます。

年金の請求方法は
国民年金は老令年金裁定請求書（通算老令年金裁定請求書）に国民年金手帳をそえて市民課国民年金係に提出してください。

なお請求書を書くときは①くり上げ支給を希望するかしないか、希望する場合何才（何年何月）からか②年金をどこで受けとるか、正確に記入する（銀行などの金融機関か郵便局か）

いつどこで年金を受けるか

年金を受ける権利は請求書を出すことによってきまりますが、年金証書が、社会保険庁から本人あてに送られてきます。そしてお金は2月、5月、8月、11月に3ケ月分ずつの年金が、希望した場所へ送金されてきます。

ツツガムシ病にご注意
信濃川付近は危険です

昨年に引きつづき本年もツツガムシ病が発生しました。これは、近くの山にワラビとりに行って刺されたものです。

昨年は成之古地内の信濃川で刺されたものですが、これからは、山や川に出かける機会が多くなりますが、山菜とり、魚釣りなどには十分ご注意ください。

工場廃水処理委員会を設置

公害国会で制定された水質汚濁防止法が六月二十四日から施行になり、工場や事業場から公共用水域に排出される汚染水の規制について、全国の公共水域一律の基準が設定されました。

市内の水域では市総三百号で公知されました。

しかし構成要件の処理方式が未開発で、実験的方式でも膨大な費、処理費とも多額を必要とするなど多くの問題点が明らかになりました。

そこで県保工社会研究会委員に指定され、同時設置された水質基準が、七月一日から二日五十立方メートルをつくる条例がなされ、続いて協議会でこれをとりあげ、産地公害対策委員会の中に工場廃水処理事前委員会を設置しました。

この水質基準は、このほど設定された全国一律基準よりかなりきびしい基準となっています。

これにさきだって、繊維工業（振興員、委員長）で構成し、協同組合、染色整理協同組合、市の共催で、五月から三回にわたって、染色機排水の処理実理施設の中核として調査、研究を実施しました。

この事業は、委員十人（振興員、委員長）で構成し、地公害対策委員会の中に工場廃水処理事前委員会を設置しました。

この委員会はすでに五回開かれ、水質汚濁防止法の施行を終り、現在非水処理施設の調査、研究にとり組んでいます。

関係企業では委託をうけて処理施設に準ずべき施設の整備を進めており、市でも専門家の意見の参考に大きな期待をかけています。